

鳥取県在宅介護地域連携推進モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県在宅介護地域連携推進モデル事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、介護サービスや医療サービスを行う複数の法人等が、新たに連携して複数のサービスの提供等をモデル的に行う場合に、法人間で活用するICT（情報通信技術）機器の購入、職員の連携方法に関する研修会の開催など、連携初期の経費を助成することにより、地域における介護・医療等のサービス提供の拠点づくりに資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表に記載した事業（以下「補助事業」という。）を行うグループを代表する県内介護事業者等に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、福祉保健部長が別に通知する日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費の2割を超える増減を伴う変更以外の変更とする。

2 規則第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月11日から施行し、平成31年度事業から適用する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額	6 交付条件
鳥取県在宅介護地域連携推進モデル事業	<p>(1) 介護サービスを提供する法人 (2) 在宅医療等を行う医療法人 (3) 訪問看護事業所を運営する法人 (4) 有料老人ホームを運営する法人 (5) サービス付き高齢者住宅を運営する法人 (6) 生活支援サービスを提供する法人 (7) 地域医療連携推進法人 (8) 地域での連携を進める市町村等地方公共団体 (9) その他地域での福祉的取組等を実施し、地域連携で必要性が認められる法人</p> <p>ただし、事業を行うグループの構成員に介護サービスを提供する事業所（注）を含むこと</p>	<p>(1) 法人間の連携に使用するICT（情報通信技術）機器に係る経費 (2) 連携のための研修会に係る経費 (3) 連携に関するアドバイザー派遣に関する経費</p> <p>報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1 / 2	<p>1 グループにつき 100万円</p>	<p>補助事業の実施に当たり、次の取組を1つ以上実施すること</p> <p>(1) 法人間での連携会議の設置及び開催 (2) 地域での連携活動に係るマニュアル等の共有化 (3) 中重度の要介護者に対する効率的・効果的な在宅介護の実施体制の構築に関する報告書作成 (4) 地域の高齢者や介護家族のための集い・相談の場への支援等、地域で行われている取組への協力</p>

(注) 介護サービスを提供する法人（事業所）とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づき、鳥取県内で指定された法人（事業所）をいう。

様式第 1 - 1 号 (第 4 条、第 7 条関係)

年度鳥取県在宅介護地域連携推進モデル事業計画 (報告) 書

1 事業内容		
2 構成員		
法人名	事業所名	サービス名
3 導入 I C T 機器		
機器名	単価・数量	
4 研修会・アドバイザー派遣事業		
内容	積算内訳	

5 導入効果	
指標	期待する効果
6 開始（予定）年月日	年 月 日
7 他の補助金の活用の有無（有・無） ※他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先を記載してください。	
8 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）	

※指標の例：介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者及び利用者の満足度

様式第1-2号(第4条、第7条関係)

年度鳥取県在宅介護地域連携推進モデル事業補助金所要(精算)額調書

(単位:円)

総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A) - (B) (C)	補助対象経費 支出額 (D)	算定基準額 (E)	選定額 (CとDとEを比較して少ない額) (F)	補助 所要額 (F) × 1/2 (G)	既交付 決定額 (H)	差引額 (G) - (H) (I)	備考
				2,000,000					

※G欄は、千円未満切捨てとする。

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県在宅介護地域連携推進モデル事業収支予算（決算）書

収入

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （本年度決算額）	前年度予算額 （前年度決算額）	差引増減額	摘要
合 計				

支出

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （本年度決算額）	前年度予算額 （前年度決算額）	差引増減額	摘要
合 計				

第 年 月 日 号

（申請者）様

職 氏 名 印

年度鳥取県在宅介護地域連携推進モデル事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県在宅介護地域連携推進モデル事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については別に通知することによる。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について「鳥取県在宅介護地域連携推進モデル事業補助金交付要綱」（平成29年4月26日付第201700003202号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用・補助事業の遂行等に当たっては規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第7条関係）

第 年 月 日 号

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

職 氏 名 印

年度鳥取県在宅介護地域連携推進モデル事業補助金に係る消費税控除
仕入税額報告書

年 月 日付第 号で交付決定があった鳥取県在宅介護
地域連携推進モデル事業補助金について、鳥取県在宅介護地域連携推進モデル事業補助金交
付要綱（平成29年4月26日付第201700003202号鳥取県福祉保健部長通知）
第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の実績報告額（確定額）	金	円
2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

※その他、必要に応じて参考資料を添付すること。